

公務災害補償等認定委員会の意見を聴かなければならない
認定が困難な災害に関する取扱い基準

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第3条第3項の規定により、公務災害補償等認定委員会の意見を聴かなければならない災害は、次に掲げる災害とする。

1. 出勤又は退勤の途上において、合理的な経路又は方法と認められるかについて、その判断が明確にできない災害
2. 心・血管疾患及び脳血管疾患等のうち業務の関連性が認められるかについて、その判断が明確にできない災害
3. 腰部、頸肩腕部等の疾病で、既往症歴との判断が明確にできない災害
4. 公務災害又は通勤災害による傷病の再発について、その判断が明確にできない災害
5. 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公務災害補償等認定委員会の意見を必要と認められる災害

この基準は、平成16年4月1日から施行する。